

千葉県告示第855号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から、指定障害児通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示します。

令和5年10月12日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
こぱんはうすさくら あすみが丘教室 千葉県千葉市緑区 あすみが丘2-4-16	D. ネットシステム 株式会社 千葉県八街市吉倉 629-5 代表取締役 大戸 大介	令和5年 10月31日	1250101332	児童発達支援・ 放課後等デイ サービス